

【高槻市】

建物にとりつける広告物				電柱にとりつける広告物	
壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付けるもの	柱から突出して取付けるもの
市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる  (上記以外) ・縦 壁面の高さの範囲内 ・横 壁面の幅の範囲内		市長指定の道路沿線では、各道路及び沿線の用途地域区分により規制内容が定められる  (上記以外) ・縦 建造物の高さの2/3以内 ・横 建造物の幅の範囲内	同左	(巻き付けのみ) 電柱又は電話柱 1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱又は電話柱には、掲出してはならない。) ・縦 1.5m以内 ・横 電柱又は電話柱の円周の範囲内の長さ	電柱又は電話柱1本につき1個 ・縦 2.0m以内 ・横 0.5m以内 大阪府及び大阪府知事の管理する道路に存する電柱に取り付けるものにあつては 縦 1.2m以内 横 0.45m以内
				地上から最下端までの距離1.9m以上  地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いもの  けい光塗料以外の塗料	地上から最下端までの距離4.5m以上  電柱又は電話柱との間隔0.15m以内  地色は、白色又は白色以外の色で彩度が低いもの  けい光塗料以外の塗料
				停留所標識を利用する広告物 2面以内 (進行車両の非対向面及び歩道側面に限る。) 縦 0.45m以内、横 0.45m以内 地上から最下端までの距離0.7m以上 地色は赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 けい光塗料以外の塗料	

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				自家広告の除外基準
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	その他	
		道路及び鉄道並びにこれらに接続する地域で市長が指定する区域にあるもの (両側から500mまでの地域のうち、これから展望できる範囲にある区域) ・名神高速道路 ・新名神高速道路 ・東海道新幹線 ・一般国道171号 ・一般国道170号 ・府道大阪高槻線 ・府道伏見柳谷高槻線 ・市道原成合線 ・都市計画道路南平台日吉台線 ・都市計画道路十三高槻線 ・JR東海道本線 ・阪急京都線	用途地域及び設置建造物によって区分あり	・名神高速道路、 ・新名神高速道路 ・東海道新幹線 ・一般国道171号 ・一般国道170号 ・府道大阪高槻線 ・府道伏見柳谷高槻線 ・市道原成合線 ・都市計画道路南平台日吉台線 ・都市計画道路十三高槻線 ・JR東海道本線 ・阪急京都線 から両側500mまでの地域	・鉄筋コンクリート造等耐火構造建造物に表示する広告物以外の広告物【その他の広告物】の場合、地上からの高さ5m以内(広告塔は15m以内) ・相互間距離の規定はありません	表示面積7㎡以下